

MEEQ コンソールご利用規約

目次

「MEEQ コンソール」ご利用規約	3
料金表	15
「MEEQ コンソール」ご利用規約	3
第一章 定義	3
第1条（定義）	3
第二章 本サービス	3
第2条（本サービス）	3
第3条（本規約等）	4
第4条（本サービスの申込および利用開始）	4
第5条（本サービスの利用申込の承諾）	4
第6条（契約種別の変更）	5
第7条（アカウント）	5
第8条（監査）	5
第三章 提供の中断、一時中断、利用停止および解除	6
第9条（提供の中断）	6
第10条（利用停止）	6
第11条（弊社による利用契約の解除）	7
第12条（期限の利益）	7
第13条（解約）	7
第四章 料金	7
第14条（料金）	7
第15条（基本使用料の支払義務）	7
第16条（料金の計算等）	8
第17条（割増金）	8
第18条（延滞利息）	8
第19条（料金等の変更）	8
第五章 損害賠償	9
第20条（本サービスの利用不能による損害）	9
第21条（免責）	9
第22条（損害賠償額の上限）	9
第六章 保守	9
第23条（弊社の維持責任）	9
第24条（修理または復旧）	9
第25条（保証の限界）	9

第 26 条 (サポート)	10
第七章 雑 則	10
第 27 条 (秘密保持)	10
第 28 条 (契約者の責任)	10
第 29 条 (禁止事項)	10
第 30 条 (情報の収集)	11
第 31 条 (契約者情報の取り扱い)	12
第 32 条 (本サービスの廃止)	12
第 33 条 (本サービスの技術仕様等の変更等)	13
第 34 条 (反社会的勢力の排除)	13
第 35 条 (譲渡禁止)	13
第 36 条 (分離性)	14
第 37 条 (存続条項)	14
第 38 条 (協議)	14
第 39 条 (合意管轄)	14
第 40 条 (準拠法)	14
料金表	15
第 1 基本使用料	16

「MEEQコンソール」ご利用規約

ソニーネットワークコミュニケーションズスマートプラットフォーム株式会社（以下「弊社」といいます）は、第2条に定めるサービスの利用条件（以下「本規約」といいます）を以下の通り定めます。

第一章 定義

第1条（定義）

本規約における用語を以下のとおり定義します。

- (1) 「本サービス」とは、第2条に定める各サービスの総称をいいます。
- (2) 「MEEQサービス」とは、MEEQサービスご利用規約の第2条に定める各サービスの総称をいいます。
- (3) 「コンソール画面」とは、MEEQサービスの申込や管理等を行うためのWeb画面をいいます。
- (4) 「利用希望者」とは、弊社と本サービスの利用に関する契約を締結することを希望する法人、個人事業主またはその他の団体等をいいます。
- (5) 「契約者」とは、弊社と本サービスの利用に関する契約を締結した法人、個人事業主またはその他の団体等をいいます。
- (6) 「契約法人情報」とは、契約者および契約者に紐づく契約・請求、契約種別等の情報を含み、本サービスの初回契約時に弊社が契約者のために作成する契約者にかかる管理情報をいいます。なお、一の契約者に対して一の契約法人情報が作成されます。
- (7) 「ユーザーアカウント」とは、契約法人情報に紐づくものであり、実際にコンソール画面を操作する者に付与する必要があるアカウントをいいます。
- (8) 「消費税相当額」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。
- (9) 「利用契約」とは、本規約の諸規定に従った本サービスの利用にかかる契約をいいます。
- (10) 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権（これらの権利を取得し、又はこれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）を意味します。

第二章 本サービス

第2条（本サービス）

本サービスは、以下各号に定める内容をコンソール画面上で実施・閲覧することができるサービスです。

- (1) MEEQサービスおよびそれらに関連するオプションサービスの利用申込
- (2) MEEQサービスの契約状況等の管理および利用状況等の確認

(3) 本サービスおよびMEEQサービスのお問い合わせおよびお知らせの確認

第3条 (本規約等)

1. 契約者は、本規約並びにその他本サービスに関する諸規定に従って本サービスを利用するものとします。
2. 弊社は、本規約を変更する場合には、変更の内容及び変更の効力発生時期を、当該効力発生時期までに弊社所定の方法で告知するものとします。告知された効力発生時期以降に契約者が本サービスを利用した場合又は弊社が定める時期までに利用契約を解約しなかった場合には、契約者は、本規約の変更に同意したものとみなします。

第4条 (本サービスの申込および利用開始)

1. 本サービスの利用契約は、本サービスの利用希望者が本規約に同意のうえで、弊社が別途定める手続きに従い本サービスへの申込をなし、弊社が当該利用希望者を契約者として登録した時点をもって成立するものとします。
2. 本サービスの利用開始時には、契約種別は PoC 契約となります。
3. 本サービスの利用料金の課金開始基準日となる本サービスの開始日は、弊社が指定するものとします。

第5条 (本サービスの利用申込の承諾)

前条に定める申込について、利用希望者が以下のいずれかに該当することを弊社が確認した場合、弊社はその申込を承諾しない場合があります。

- (1) 申込にあたり、虚偽の記載、誤記、記載漏れまたは入力漏れがあった場合。
- (2) 申込にあたり、利用希望者に設定されているクレジットカードまたは指定口座について、クレジットカード会社、収納代行会社または金融機関等により利用停止処分を受けている場合。
- (3) 過去に、本サービスまたは弊社のその他のサービスの利用資格の停止または失効を受けた場合。
- (4) 過去に、本サービスの利用に際し、料金の未納、滞納または不当にその支払いを免れる行為をした場合。
- (5) 不適切または不正な申込等、本サービスを利用する意思のない申込であると弊社が合理的に判断した場合。
- (6) 本サービスの提供により、弊社または他の契約者の信用または利益を損なうおそれがある場合。
- (7) 本サービスの提供により、弊社もしくは第三者の知的財産権、所有権その他の権利を害するおそれがある場合。
- (8) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていなかった場合。
- (9) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員又は暴力団準構成員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味します。以下同じ。）である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っていると弊社が判断した場合。

(10) その他、業務の遂行上または技術上、支障を来たすと、弊社が合理的に判断した場合。

第6条（契約種別の変更）

1. 弊社は、契約者から請求があり、弊社が承諾したときは、契約種別を PoC 契約から商用契約に変更いたします。
2. 商用契約への契約種別変更にあたっては、契約法人情報をもとに与信審査を実施させていただきます。
3. 契約種別を商用契約へ変更したのちに、契約種別を PoC 契約に戻すことはできません。

第7条（アカウント）

1. 本サービスの利用にあたり、契約者は、契約法人情報および、代表権限を有するユーザーアカウント（以下「代表ユーザーアカウント」といいます）を作成するものとします。代表ユーザーアカウントは有効な電子メールアドレスに関連付けるものとします。一の契約者につき、一の代表ユーザーアカウントのみ作成することができます。
2. 契約者は、代表ユーザーアカウントまたは管理者権限を有するユーザーアカウントでコンソール画面にログインすることによって、管理者権限または閲覧者権限を設定したうえで、有効な電子メールアドレスに関連付けたユーザーアカウントを複数作成することができます。ただし、すべてのユーザーアカウントに関連づける電子メールアドレスは、それぞれ異なるものでなければなりません。また、当該ユーザーアカウントは、すべて代表ユーザーアカウントおよび契約法人情報に紐づくものとします。
3. すべてのユーザーアカウント（代表ユーザーアカウントを含み、以下「MEEQアカウント」といいます）で行われた操作（MEEQサービスの申込み等を含みますが、これに限られません）は、契約者の操作とみなします。また、MEEQアカウントで申し込まれたMEEQサービスの契約は、すべて弊社と契約者との契約になります。
4. 契約者は、コンソール画面にログインするためのログインIDおよびログインパスワード（以下総称して、「ID等」といいます）を作成する必要があります。
5. 契約者は、ID等の管理責任を負うものとします。
6. 契約者は、ID等を第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買等したりしてはならないものとします。
7. 契約者によるID等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害は契約者が負担するものとし、弊社は一切責任を負わないものとします。また、第三者によるID等の使用により発生した本サービスおよびMEEQサービスの料金等については、かかる第三者によるID等の使用が弊社の責に帰すべき事由により行われた場合を除き、全て当該ID等の管理責任を負う契約者の負担とします
8. 契約者は、ID等が第三者に使用されていることが判明した場合、直ちに弊社にその旨連絡するとともに、弊社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。
9. 契約者は、契約者の ID 等が第三者に使用されるおそれがある場合、その他やむを得ない事由が生じるまたはそのおそれのある場合、弊社自らの裁量により契約者の ID 等を変更することがあることをあらかじめ承諾するものとします。

第8条（監査）

1. 契約者は、利用契約の有効期間中及び利用契約の終了日から3年の間、弊社及び弊社の指定する第

三者が契約者の通常の営業時間中に記録の閲覧及び複写を行い、これを監査することを認めるものとします。

2. 前項の定めに従い弊社が記録を監査した結果、本サービスに関する不正な利用を行っていたことが判明した場合、又は弊社に報告した内容に誤り（誤記等、軽微な誤りは除きます）があった場合、弊社は、直ちに契約者の本サービスの利用を停止することができるものとします。なお、これらの場合、契約者は、弊社の請求に従い当該監査に要した費用および当該利用又は当該報告に不正があったときは、さらに追加で直近2年間の全ての本サービス料金総額相当額（ただし、上記の事由が解消されるまでの期間を対象とする金額に限る）を弊社に支払うものとします。なお、本条に基づく使用料相当額についても、第17条の規定が適用されるものとします。
3. 本条第1項の定めに従い、前項以外の事項について問題点が確認された場合、弊社と契約者による協議の上、対応を決定するものとします。

第三章 提供の中断、一時中断、利用停止および解除

第9条（提供の中断）

1. 弊社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中断することがあります。
 - （1）弊社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ない場合。
 - （2）コンソール画面の稼働に必要な弊社以外の設備の保守上または工事上やむを得ない場合。
 - （3）その他、弊社が中断を合理的に必要と判断した場合。
2. 弊社は、本条に基づく提供の中断について、損害賠償または本サービスの料金の全部または一部の返金をしません。

第10条（利用停止）

1. 弊社は、本サービスの仕様として定める場合の他、契約者が次のいずれかに該当するときは、弊社が定める期間、本サービスの提供を停止することがあります。
 - （1）契約者について、第5条（本サービスの利用申込の承諾）各号に該当したとき。
 - （2）本サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（弊社が定める方法による支払いのないとき、および、支払期日経過後に支払われ弊社がその支払の事実を確認できないときを含みます）。
 - （3）本サービスに関する申込について、申込の内容が事実と反することが判明したとき。
 - （4）契約者が弊社に届出ている情報に変更があったにもかかわらず、当該変更にかかる届出を怠ったとき、または、届出られた内容が事実と反することが判明したとき。
 - （5）第29条（禁止事項）に定める禁止行為を行ったとき。
 - （6）弊社の業務または本サービスにかかる電気通信設備に支障を及ぼし、または支障を及ぼすおそれのある行為が行われたとき。
 - （7）本サービスが他の契約者に重大な支障を与える態様で使用されたとき。
 - （8）本サービスが違法な態様で使用されたとき。
 - （9）支払いの停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の各申立てもしくは特別清算開始の申立てがあった場合。

- (10) 契約者が解散したとき。
 - (11) 前各号のほか、本規約の定めに違反する行為が行われたとき。
 - (12) その他、弊社が契約者の本サービスの利用の継続を適当でないと合理的に判断した場合
2. 本条に基づく本サービスの提供の停止があっても、本サービスの利用料金は発生します。
 3. 弊社は、本条に基づく本サービスの提供の停止について、損害賠償または本サービスの料金の全部または一部の返金をしません。

第 11 条（弊社による利用契約の解除）

1. 弊社は、前条第1項の規定により本サービスの提供を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合には、本サービスの利用契約を解除することがあります。
2. 弊社は、契約者が前条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合で、その事実が弊社の業務の遂行上著しい支障が認められるときは、前項の規定にかかわらず、利用停止をしないでその利用契約を解除することがあります。

第 12 条（期限の利益）

前 2 条の規定に基づき、本サービスの提供が停止または本サービスの利用契約が解除された場合、該当する契約者は、期限の利益を失い、かかる本サービスの提供の停止または本サービスの利用契約の解除の日までに発生した本サービスに関連する弊社に対する債務の全額を、弊社の指示する方法で一括して支払うものとします。

第 13 条（解約）

1. 契約者は、弊社が別途定める手続きに従い、本サービスの利用契約を解約することができるものとします。
2. 前項に定める解約手続きに基づく本サービスの提供終了時点は、当該解約手続きが完了した月の末日とします。
3. 本サービスの利用契約を解約する前に、すべての MEEQ サービスが解約されている必要があります。

第四章 料金

第 14 条（料金）

本サービスの料金は、別途弊社が定める料金表に定めるところによるものとし、契約者はこれらの料金について支払う義務を負うものとします。

第 15 条（基本使用料の支払義務）

1. 契約者は、利用契約に基づいて弊社が本サービスの提供を開始した日から利用契約の解除があった日の属する月の末日までの期間について、別紙料金表第 1 表第 1（基本使用料）に規定する料金の支払いを要します。
2. 前項の期間において、利用の一時中断または利用停止により本サービスを利用することができない

状態が生じたときの基本使用料の支払いは次のとおりとします。

- (1) 利用の一時中断または利用停止があったときでも、契約者は、その期間中の基本使用料の支払を要します。
- (2) 契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の基本使用料の支払を要します。

事由	支払を要しない料金
契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを弊社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき	そのことを弊社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての料金

3. 弊社は、支払いを要しないこととされている料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第 16 条（料金の計算等）

料金の計算方法並びに料金の支払方法は、別途弊社が定めるところによります。

第 17 条（割増金）

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加えないこととされている料金にあっては、その免れた額の 2 倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

第 18 条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合には、この限りではありません。

第 19 条（料金等の変更）

弊社は、弊社が適当と判断する方法で契約者に事前に通知することにより、本サービスの料金およびその支払い方法を変更することができるものとします。ただし、本サービスの料金およびその支払方法の変更の詳細については、弊社のホームページ上に掲示することにより、契約者への通知に代えることができるものとします。その場合、本サービスの料金およびその支払方法の変更に関する通知の日から起算して 8 日以内に、契約者は本サービスの利用の終了を申し入れることができるものとします。

第五章 損害賠償

第20条（本サービスの利用不能による損害）

1. 弊社は、本サービスを提供すべき場合において、弊社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態にあることを弊社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
2. 前項の場合において、弊社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを弊社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る合計額（基本使用料）を、発生した損害とみなしその額に限って賠償します。

第21条（免責）

電気通信設備の修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されているメッセージ、データ、情報等の内容等が変化または消失することがあります。弊社はこれにより損害を与えた場合に、それが弊社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償する責任を負いません。

第22条（損害賠償額の上限）

弊社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合の全てについて、その損害賠償の範囲は、当該契約者に現実に発生した通常損害の範囲（逸失利益、事業機会の喪失等の間接的な損害は含まないものとする。）に限られるものとし、かつ、その総額は弊社が当該損害の発生までに当該契約者から受領した料金の額を上限とします。ただし、弊社に故意もしくは重大な過失がある場合はこの限りではありません。

第六章 保守

第23条（弊社の維持責任）

弊社は、弊社の電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

第24条（修理または復旧）

弊社は、弊社の設置した電気通信設備が故障し、または滅失した場合はすみやかに修理し、または復旧するものとします。ただし、24時間以内の修理または復旧を保証するものではありません。

第25条（保証の限界）

弊社は、インターネットおよびコンピュータに関する技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準およびネットワーク自体の高度な複雑さにより、現在の一般的技術水準をもっては本サービスに契約不適合の状態が一切ないことを保証することはできません。

第 26 条 (サポート)

1. 弊社は、契約者に対し、本サービスの利用に関する弊社が定める内容の技術サポートを提供します。
2. 弊社は、前項に定めるものを除き、契約者に対し、保守、デバッグ、アップデートまたはアップグレード等のいずれを問わず、いかなる技術的役務も提供する義務を負いません。

第七章 雑 則

第 27 条 (秘密保持)

1. 本規約において「秘密情報」とは、利用契約又は本サービスに関連して、弊社又は契約者が、相手方より書面（電磁的方法を含みます。以下、本条において同じ。）、口頭若しくは記録媒体等により提供若しくは開示されたか、又は知り得た、相手方の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する全ての情報を意味します。但し、以下の各号に該当するものは、秘密情報に該当しないものとし、
 - (1) 相手方から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は既に知得していたもの
 - (2) 相手方から提供若しくは開示又は知得した後、自己の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの
 - (3) 提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの
 - (4) 秘密情報によることなく単独で開発したもの
 - (5) 相手方から秘密保持の必要な旨書面で確認されたもの
2. 弊社及び契約者は、秘密情報を本サービスの提供又は利用の目的のみに利用するとともに、相手方の承諾なしに第三者に相手方の秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとし、
3. 前項の定めにかかわらず、弊社又は契約者は、法律、裁判所又は政府機関の命令、要求又は要請に基づき、秘密情報を開示することができます。但し、当該命令、要求又は要請があった場合、速やかにその旨を相手方に通知しなければなりません。

第 28 条 (契約者の責任)

1. 契約者は、本規約にて明示的に定める場合を除き、本サービスを通じて発信する情報、および本サービスの利用につき一切の責任を負うものとし、他の契約者、第三者および弊社に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとし、
2. 本サービスの利用に関連して、契約者が他の契約者、第三者または弊社に対して損害を与えた場合、あるいは契約者与其他の契約者または第三者との間で紛争が生じた場合、当該契約者は自己の費用と責任でかかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとし、弊社に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとし、

第 29 条 (禁止事項)

契約者は、本サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとし、

- (1) 著作権、その他の知的財産権を侵害する行為。

- (2) 財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為。
- (3) 差別もしくは誹謗中傷し、または名誉・信用を毀損する行為。
- (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく行為。
- (5) 猥褻、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、映像、音声もしくは文書等を送信、掲載もしくは表示する行為、これらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、掲示、表示もしくは販売を想起させる広告を表示もしくは送信する行為。
- (6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品等を販売等する行為。
- (7) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為または貸付契約の締結の勧誘を行う行為。
- (8) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為。
- (9) 事実に反する情報を送信・掲載する行為、または情報を不正に書き換える、改ざんする、または消去する行為。
- (10) 公職選挙法に違反する行為。
- (11) 本サービス、または第三者が管理するサーバ等の設備の運営を妨げる行為。
- (12) 無断で広告宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、大量のメールを送信する等により他の契約者もしくは第三者のメールの送受信を妨害する行為、または受信者が嫌悪感を抱く、もしくはその虞のあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為。
- (13) コンピューターウイルス等有害なプログラムを使用もしくは提供する行為、またはそれらを支援、宣伝もしくは推奨する行為。
- (14) 他の契約者になりすまして本サービスを利用する行為。
- (15) 違法行為（違法な賭博・ギャンブル、拳銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人または脅迫等を含みますがこれらに限られません）を行わせ、請け負い、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含みます）する行為。
- (16) 人を自殺に誘引もしくは勧誘する行為、または他の契約者もしくは第三者に危害のおよぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為。
- (17) Webサイトもしくは電子メール等を利用する方法により、他者のID等の情報を、当該情報の属する者の錯誤等によりその者の意図に反して取得する行為。
- (18) 法令もしくは公序良俗（売春、暴力、残虐等）に違反し、または他の契約者もしくは第三者に不利益を与える行為。
- (19) 前各号に定める行為を助長する行為。
- (20) 前各号に該当する虞があると弊社が合理的に判断する行為。
- (21) その他、弊社が不適切と合理的に判断する行為。

第30条（情報の収集）

弊社は、契約者に本サービス及び本サービスに関連する技術サポートや情報提供等に必要な情報を収集、利用することがあります。契約者は、契約者から必要な情報が提供されないことにより、弊社が十分な技術サポート等を提供できないことがあることをあらかじめ了承するものとします。

第31条（契約者情報の取り扱い）

1. 利用希望者は、第4条（本サービスの申込および利用開始）の諸手続きにおいて、弊社からの契約者情報（会社名、住所、メールアドレス等の、契約者を認識もしくは特定できる情報をいいます。以下この条において同じとします）の提供の要請に応じて、正確な契約者情報を弊社に提供するものとします。なお、弊社は、当該利用希望者を識別できる情報を、当該利用希望者の同意を得ることなく取得することはありません。
2. 契約者が既に弊社に届出ている契約者情報に変更が生じた場合、契約者は、弊社が別途指示する方法により、速やかに弊社に対してかかる変更を届出るものとします。
3. 弊社は、契約者情報および履歴情報（弊社に記録される契約者による本サービスの利用履歴をいいます。以下この条において同じとします）を、善良なる管理者としての注意を払って管理します。
4. 契約者は、弊社が契約者情報および履歴情報を、本サービスを提供する目的のために、弊社の委託先に提供することがあることに同意するものとします。
5. 契約者は、弊社が契約者情報および履歴情報を、本サービスを提供する目的の他に、以下の各号に定める目的のために、第1号及び第2号に定める場合においては利用、第3号乃至第6号に定める場合においては利用または第三者に提供することがあることに同意するものとします
 - （1）弊社が契約者に対し、本サービスの追加または変更の案内、または緊急連絡の目的で、電子メールや郵便等で通知する場合、または電話等により連絡する場合。
 - （2）弊社または弊社の提携先等第三者の提供するサービスや商品に関する広告宣伝またはその他の案内を、電子メールもしくは郵便等で通知する場合、または電話等により連絡する場合、もしくは契約者がアクセスした弊社のホームページ上その他契約者の情報端末機器の画面上に表示する場合。
 - （3）弊社が、本サービスに関する利用動向を把握する目的で、情報の統計分析を行い、個人を識別できない形式に加工して、利用または提供する場合。
 - （4）法的な義務を伴う開示要求へ対応する場合。
 - （5）第14条（料金）に定める料金に関する決済を行う目的で金融機関等に提供する場合。なお、この場合、弊社は、当該契約情報に、暗号化等、金融機関等を除く第三者が閲覧できない状態にしたうえで当該決済に必要な契約情報のみを金融機関等に提供します。
 - （6）契約者から事前に同意を得た場合。
6. 前項第1号の規定にもかかわらず、契約者は、契約者情報および履歴情報を利用しての弊社からの情報の提供や問い合わせの受領を希望しない場合には、弊社に対してその旨請求できるものとし、弊社はかかる契約者の請求に応えるように努めるものとします。ただし、かかる弊社からの情報の提供や問い合わせが、契約者に対する本サービスの提供に関連して必要な場合には、この限りではないものとします。
7. 契約者は、契約者情報を照会または変更することを希望する場合には、別途弊社が定める手続きに従ってかかる照会または変更を請求できるものとします。

第32条（本サービスの廃止）

1. 弊社は、本サービスの全部または一部を変更、追加および廃止することがあります。
2. 弊社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、相当な期間前に契約者に告知します。

第 33 条（本サービスの技術仕様等の変更等）

1. 弊社は、本サービスにかかわる技術仕様その他の提供条件の変更または電気通信設備の更改等に伴い、契約者がコンソール画面を使用する環境の変更やアップデート等を要することとなった場合であっても、その変更またはアップデート等に要する費用について負担しないものとします。
2. 本サービスに関する所有権及び知的財産権は全て弊社又は弊社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本規約に基づく本サービスの提供は、本規約において明示されているものを除き、本サービスに関する弊社又は弊社にライセンスを許諾している者の知的財産権の譲渡又は使用許諾を意味するものではありません。契約者は、いかなる理由によっても弊社又は弊社にライセンスを許諾している者の知的財産権を侵害するおそれのある行為（逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングを含みますが、これに限定されません。）をしないものとします。

第 34 条（反社会的勢力の排除）

1. 弊社及び契約者は、相手方に対し、本サービスの利用契約締結日時点において、自己及び自己の取締役、執行役、執行役員等の経営に実質的に関与する重要な使用人、実質的に経営権を有する者が反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ利用契約期間中該当しないことを保証するものとします。なお、本条において「反社会的勢力」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」といいます）第 2 条第 2 号に定義される暴力団、暴対法第 2 条第 6 号に定義される暴力団員、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、暴力団密接関係者及びその他の暴力的な要求行為若しくは法的な責任を超えた不当要求を行う集団又は個人をいいます。
2. 弊社及び契約者は、本規約に基づく履行に関連して自ら又は第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わないことを、相手方に対し、保証するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて他方当事者の信用を棄損し、又は他方当事者の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。
3. 弊社及び契約者は、相手方が前二項の表明・保証に違反した場合、または、本規約に基づく履行が反社会的勢力の活動を助長し若しくは反社会的勢力の運営に資すると判明した場合には、かかる事由が生じた時点以降いつ何時においても、何らの催告を要することなく、本サービスの利用契約の全部又は一部を解除できるものとします。
4. 前項の規定に基づき本サービスの利用契約を解除した当事者は、本サービスの利用契約を解除したことに起因して相手方に損害が生じた場合であっても、何らこれを賠償ないし補償することを要しないものとします。
5. 弊社及び契約者は、本条第 3 項に定めるいずれかの場合に該当したときは、相手方の請求により、相手方に対する一切の債務につき期限の利益を失い、直ちにこれを弁済するものとします。

第 35 条（譲渡禁止）

契約者は、契約者たる地位ならびに本規約上契約者が有する権利および義務を弊社の事前の同意を得

ることなく第三者に譲渡してはならないものとします。

第 36 条（分離性）

本規約の一部が無効で強制力をもたないと判明した場合でも、本規約の残りの部分の有効性はその影響を受けず引続き有効で、その条件に従って強制力を持ち続けるものとします。

第 37 条（存続条項）

1. 利用契約が終了した場合といえども、第7条第5項、第9条第2項、第10条第3項、第14条から第18条まで（但し、未払金がある場合に限る。）、第20条から第22条まで、第25条、第28条、第33条、第34条第4項及び第5項、第35条から第40条までは引き続き効力を有するものとします。
2. 第27条の秘密保持義務は、利用契約の終了後3年間存続するものとします。

第 38 条（協議）

弊社および契約者は、本サービスまたは本規約に関して疑義が生じた場合には、両者が誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

第 39 条（合意管轄）

契約者と弊社との間で本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 40 条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行および解釈については、日本国法に準拠するものとします。

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 弊社は、この料金表において、消費税相当額を含まない額（以下「税抜額」といいます）で料金を定めます。

(注) この料金表に規定する税抜額に消費税相当額を加算した額（以下「税込額」といいます）は消費税法第 63 条に基づき表示するものであり、税込額で計算した額は実際に支払いを要する額と異なる場合があります。

- 2 弊社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料は暦月に従って計算します。ただし、弊社が必要と認めるときは、暦月によらず随時に計算します。
- 3 弊社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。

(料金等の支払い)

- 4 契約者は、本サービスの料金について、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、契約者は、その料金について、弊社が指定する場所において又は送金により支払っていただきます。
- 5 料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(消費税相当額の加算)

- 6 第 14 条（料金）から第 15 条（基本使用料の支払義務）までの規定等により、この料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。ただし、税込額のみで定める場合の料金については、この限りではありません。

第1表 料金

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用	
(1) MEEQ 利用料	契約者が本サービスを利用するための料金です。

2 料金額

(1) MEEQ 利用料

PoC 契約の場合：無料

商用契約の場合：契約により定めます

附則：この規約は2021年3月18日から実施します。